

## 加重分の重加算税がある場合の重加算税の税額の計算書

(通知書又は別表の「重加算税の額」は、この計算書の⑦欄の金額が記載してあります。)

あなたの重加算税については、国税通則法の規定によって計算した通常分の加算税のほかに、次の加算税の特例措置が適用されています。

- 国税通則法による加算税の10%加重措置
- 電子帳簿保存法による加算税の10%加重措置

年分

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

区		分		前の額	後の額
国税通則法 電子帳簿保存法	通常分	加算税の基礎となる税額	①		
		加算税の額 (①×_%)	②	円	円
	加重分	加算税の基礎となる税額	③		
		加算税の額 (③×10%)	④	円	円
	加重分	加算税の基礎となる税額	⑤		
		加算税の額 (⑤×10%)	⑥	円	円
重加算税の額 (② + ④ + ⑥)			⑦		

付表の八の七

04.3